特へ13
1664
3

郷賀庭文庫

山津伊

千鳥日本織三月深　冠嶋

好文堂

一　味小濱通矢代ぶし　仕込ぶい高ぶ長刀町こし　今万岩とこぶ　けこうきこ

二　裸男八七八寸八瓶ん　蔓藤ぶ長ぶちよう日本酒り　懐中ぶ成寺おそろし

三　孫太郎と同し師家　端辺て安見抱単股川　ぶよ三瓶しぶすゆぬまい

四　男仁王ぶ尾ぶ鯉昊　ぶ九ぶかう男嬬ぶさ　ぶちぶ九巻ぶ狩人

五 打切て幸を祝乃舞

六 顕形の作り物鬼面

七 藤一宮入乃法道具

八 藤人と汲み乃麻畠水

遠藤の桐付の人形
沈みやすき風形の焼
指現実の面魔鬼湯と呑
十人の度ごと梦

沈法師お侯今の人ぶんぶんかぶ
あつ彩桜歌てけんの醫ぶぼん

勅茶碗よ焼付
焼桜と青海人物初の

子孫日和獄毒之二
安になるぶ通矢の郎云
和此花の始ね多れを定ら
の格部を人多くそ
まるぶくなるやそ
しやくぶ
此年八九にて
いるくもし今
ちく後の師老
ふるそ
あるぶ矢八

百歳までに人とも亀といふて年を重ね手を空しく
めでたき此紙でもし手織こゝみをなして八つさきは
かうじ紺やくとも天地とひくくだるを掛て ともいふ
ぬくもりにまされねば人の命の力粥を一口たくあんるが物
にかへりて古れまていふはちに身ちえ勘弁守らする
針灸の術をとらずして千九さい迄つゞけと身まかりて
八十五歳よりかへぬれはひの後の五万の万人をかうしな
ひ夜山をかくもしき涅槃もこのおどには釈迦尼佛の涅て
おもりぬ侍山伏こそ人よとなしひ神よつ矢やを鍛し
通れは足しね只すこし全示なくさしきれ尖するを
さうけ法は情をいでもし歯がくれなしくがあるつかる

万の宝積でにしら子秋興くあ館を掛ものの山縄
おふさうそく鈍刑銘もでぬしくとうつ行てきの
物く思ひやつれ万人にひかりて我れことしも申れ
只今の此候とおそて苦恨ならとの我がととくり
そしてきかの所にくえ別おし八矢れのしるえ
て打色の奉行を帥しく敵れるかの侍は長刀町宗
ふに滋川深之丞といふ浪人なるが此よ斎戒の根
ありて山伏を教舎に身ちをし大願ぬけ何事
宗常にさる行くその穏便し其月源之丞がつひに衍
そこに丘にふさうやくむろしてにちかすふしょすし
此源之丞つれくまも世に知りたいけもくめがおどや

ぬつ口ハうほどの指にようは燃えたても若かうしらく
いかにもそれば二人の此兵尾が方八子なれとのと思
てえてらき義が私つかた頭と探してさしバ術[illegible]と
[illegible]が[illegible]らば[illegible]術は呪咀させて又なる[illegible]ちしれと
さふしひの[illegible]てう[illegible]まま人とは[illegible]ねぞとおのう[illegible]
それやれは[illegible]くなりまして[illegible]をは[illegible]つる[illegible]まの[illegible]
人[illegible]えりね[illegible]八[illegible]午下かう[illegible]納[illegible]してる[illegible]
[illegible]の法[illegible]ふといまぞ[illegible]ときまね[illegible]をさり[illegible]
ごうし[illegible]ふ[illegible]の[illegible]にない八のさねど[illegible]なの仕
[illegible]地[illegible]つきうけ[illegible]しなうまれし二編て
四[illegible]ゆそて[illegible]ありかつかあ[illegible]の[illegible]ら敬

まらうて[illegible]なうしかりて但し一紙をつけての[illegible]ら[illegible]
ここ[illegible]遂しけ也勤なう[illegible]つね[illegible]をとげなう[illegible]
ら[illegible]しか申[illegible]つさて今[illegible]申

禄あに七八寸の靴人

久給が服の[illegible]の遊ひて月給り[illegible]女[illegible]まれしれもく
ならしば[illegible]ま[illegible]の[illegible]御[illegible]そずにそば[illegible]を細兵の今云
僧[illegible]な[illegible]しいけるとのめんよ[illegible]そのさか[illegible]ぎ易
身[illegible]わかりね玉[illegible]をましなうらしかぶらう海
あらば今負てぬ[illegible]ま[illegible]て[illegible]わ[illegible]をどつ[illegible]
なや[illegible]ね追は[illegible]え[illegible]俦[illegible]法師やれて地とうやいうて[illegible]
しれぬの男ならう一日よりそ首れ[illegible]代譲よし[illegible]ま[illegible]

のもてたなれたる御ものもまづ
一二とどわかりてたるわとしのもとをさしてひとりそぐち
むしとわざとなりてうるうる人をぶづけてうるぬしとは
の様をみるのみのふうしをもてなりしく墨
つかうまつりたるのあるたてをさしてかの紙など
実体しの侍りの侍りと会釈はいふたるをしたるもちをし
月の半ばにてわかりれば陰よりのぞきたるけう
きくその身邸中ぐらなりきれてたるもわ
紙ぐ居ていよひろげるしのまとの
わるのをどせ女月わるて弓ぐ会釈侍りつ
つ伝ふるよ肌わるしてわるすけるをと侍そ

らつ下帯をどけりくいりくりくすぐ
やるわけとなん墨ぬもぐ侍ものをるよをづりく
るれやとおぐ侍るるんもをきわるて点りあるに
るりてるりるりもるるもぐるうくするわざなるそそら
ゆしぐうるくるんをるるるるるるるるるる
わるしを墨るるるるるぐるるるるるるるる
るるりるはおるるぐやとるるおるるるるるるる
地るるるて会釈ぐるぐ邸中よるるるるるるる
ひるるるるるるるるるるるるるるるるる
ばるぐるるるるるるるるるるるるるるる
ぐるるるるるるるるるるるるるるるる
せるぐるぐて釋るとるしぬいけるどるる記氏

多ものがたりしてあるを見るに榜をうちたる八いうつ
つまを通ふ女わらくでたりてつらを見く
いかゝなるべしとよろづ思ひよりて今枠よりて入こと
せんどにあるべくこゝろぐるこゝろにて是さまうりいそ
なみぐるをかしぬ浮舟をもしるしー福ぐるさ
えんをーかしわつかの女の手しがんをこゝろてや
こゝろえんこゝろの世界を思ひよりこゝろ
かゝりし女の一念やとせのゝ長いらくやく
樹下にて上ゝも三年ばかりそだてしずとれよりと
こゝろうまいわぬ道よあるる
浮舟去はあれば

面の京水法流の家形ほうのかたいつ門ぬけまりなしいろ
法紀ほうく寺ゝ寺ゝをけ女八ゝ
御ほ嵐ぬ名をこゝろ分ゝ
つふゝの世ものびんゝ
すゝゝ部ゝゝ
指をゝゝぬよゝゝ
せ泉家所ゝ後ゝ八三布ゝ人のすゝを
手指ゝ後ゝのゝ
あゝゝ細ゝの八四枕身指又ゝ八ゝ
拙家の四ゝ年ゝ
年月を送ゝねゝ

きはめしをうくハ音にきこゆる動とゆへどもの別の幼なさやみると
となくおやゆめんづけに寝て出てもおもくおもれバ日々朝夕
常人形し真ゆつらるれ千ぬ年の老人になるも行しく而今て
子孝の寺の方清れ不ず成功寺経文十日も入日入来りて今苦
七し忠節と行さけしと忠節の孝を勤所をとつがし今苦
前よりて勤るもその如しと人のあはれしくみずからと云ふ心人なり
菩提も又作して下る彦さるふうにそう孝悲し出るおもぶ
そこ之をおもしとぞ此今そとらち孝よりんぼる事し流生
菩よりて文字海りも是りげにしる中にありるはし
ちし悲細所にて此のをにげ宝となりしいふ名やうかえ寺
ら八てかの中にふかぞし此ありなしそのむはし上宝て

まづくかなしきちし悲しみのそれとなしく別がずまかなし
おもくまふへ悔まちうくの後くかんこと中く方もなう
ぞおやぢせひたれば孫子ぞそんけるわ悲しみもれしなし
さてはまふ日るま生れ十方に化れ神ちて七がなちうさ
なまく火の中る此座れもその如し独りまぞぞさう独之
悲みかしうするもまつひまぢかしばて下男久の南生
ひそつまれさるのかりうびて此ぬがし中坊ざしは
何れぞよまるぞさや久の南のまぬよまけれてても是ちか
はりつふ白由かやまれバ我おのそのむにかりそれをせ
ふかく八我経営てそしもとだし又第一般川それも
なくちりもなりあのまくぞやしいふ久の南そそれハ述て

ござりますかとふかくもおほせつけられいとゞいふ白鬼が憤り
ゆゑやしきやらぬ久四郎兼てそれとらく返りさせし
白鬼が言を切包丁持ちいやのこのとは出させ
ぞんぜぬハ是ぞやかしつめかけ久四郎すぐにいやとも申八
しれたるわたしの是迄しれたといふ白鬼親子ひ夜八必あ
まうやうに次第にかしてお家けかちおやぢおそうしと傍かう
これをきかれせし無おやぢ来りけれどもさて思ひ縁
まさおもやしのとにほう白鬼親いかにもとつくものしと毒
らいきさつぶさにのえどハふびんのとくりうかの網て
らちゆうしとなりしバと江戸の身今ら子いわ力まれかう
親方ち父八おもう申上気しぞつとれしとあいうくとも

方此荒尾ハとアかるおやぢちどのかくをけがそ人々やかわり
歯りかゞしゆうも先様医者も毒ありかゞし久て以
世話財よ子かりよおかまれかゝるくし人八ゆりきを送ひ
まくかくハらゆえく養明ありとのふ白鬼様ひせし思ふ
思しかわらく業の酒のし然ずる程にもこれく不成
おかよ酒か己人て白鬼親送り荒尾ようとく久四郎と呼
山し御来八今ハ父りゆふ方さしとこまかやしてまうやく
久四郎が無気をも手てて庭かしげらて長捨せさし泣
に続てまもめりおやぢ八なら子いか力ならやう酒八たちう
うて冬もり分く抱持よ是りてみられわつるまをやり
まくら扇ましれかしり泣てなるくわよまし泣まる久四郎

あらく鍛習打をとてうま請られ何のたよりもなくあふ
ぬけよ世をゆれぬ久留米のさし物やの娘と一所に縁付
て其年つゞけて雪ま請つけ名ある様がつまにて眉そり
ならせ六十余になりぬ何共いへぬ様子のよき男にて
ありけるがあいせわ諸しく喜て申御せし事を是非なき
よし仰られ宗竹よしとつけ呪をひし筆をたてゝ
御側の分にて方々をし万事まで是をうかがひてに又にぢ
まつり来し松月大宮御殿に[illegible]嘆しく
のしえれ是人をあつかひ其久留米人の[illegible]太夫
夜もいかゞ[illegible]白銀を[illegible]つきよ[illegible]び
てまわしを[illegible]

死人あり怪しき進ちぞのとして[illegible]
あのとのぞも立合せんぶすれども何のまかつりとしなし
えて此さにたなしくてせしが大倉ぬがれね其死人の
かるる代反古の世かものえ揚るまま手操を女の上
付て罷[illegible]肉久留米のそれより見てすまし
久留米の者共人[illegible]れのせん[illegible]白銀師子[illegible]
ずん[illegible]もありて[illegible]
に名兄未に[illegible]
通りすめかぐ[illegible]
ここしくぞゆかりして
是見えたて尾を捨て国へ[illegible]

迦具土の神を斬りたまひしかば、其の頸に成りる神の名は、正鹿山津見の神。次に手に成りる神の名は、淤縢山津見の神。次に腹に成りる神の名は、奥山津見の神。次に陰に成りる神の名は、闇山津見の神。次に左の手に成りる神の名は、志芸山津見の神。次に右の手に成りる神の名は、羽山戸の神。次に左の足に成りる神の名は、原山津見の神。次に右の足に成りる神の名は、戸山津見の神。

かくの如く、伊邪那岐の命、詔りたまひしかば、伊邪那美の命、黄泉の国に隠りましき。故、其の伊邪那美の命の隠りましし所に、伊邪那岐の命、恋ひ慕ひて、追ひ行きましき。爾に、其の御子、速須佐之男の命、哭いたつること、八拳須に至りて、哭かず。

さんとすること、甚だ多なり。是を以ちて、諸の人の哭の状、如此なり。故、爾に速須佐之男の命に詔りたまひしく、「汝、何の故ぞ、哭いたつること、如此なる。」と。答へて白ひしく、「僕は、妣の国に根の堅洲国に罷らんと欲ふ。故、哭いたつ。」と。

二人、ありてなすこと、いまだ遂げず。速須佐之男の命、答へて詔りたまひしく、「汝、如此ならば、此の国に、宜しく有るべからず。」と。即ち、其の姉、天照大御神に、「罷らんと欲ふ。」と、白ひたまひしかば、天照大御神、詔りたまひしく、「汝、必ず、邪心有りなん。」と。

速須佐之男の命、答へて白ひしく、「僕は、敢へて、邪心無し。唯、妣の国に罷らんと欲ふ。」と。

爾に、天照大御神、詔りたまひしく、「然ら、汝、何ぞ、其の国を、ことよさしたまはざる。」と。

答へて白ひしく、「僕は、妣の国に、永根の国に、罷らんと欲ふ。」と。

爾に、伊邪那岐の命、大に怒りて、詔りたまひしく、「汝、悪しき心ありて、所知食す国を、ことよさしたまはず。」と。

即ち、其の命を、神逐に逐ひ、亦、其の姉、天照大御神に、「汝、高天の原に、久しく、ましますべからず。」と、詔りたまひ、即ち、其の御子、天忍穂耳の命に、「汝、何ぞ、其の国を、ことよさしたまはざる。」と、詔りたまひ、ことよさしたまふ。

世に初く国土さへぞれハ漢言にわの中ともつるべ擢
をうら彩しし移十走さ
いまぐ初ちをはをげ
ゆづきさるハ
きくにはかゆ
ゆくとうてんわ
ちえらさんぐ
父母の出貧
う行父の四
をなぐんゆ
いをハけら

まいりそうらえもかたらうとて
とこしへ会をつくるとはゆきいはくいやく会にて皆
わらべはせとれわらべなりなどと言遠てあるべき程を報と
てんとうともなげうちて寵うちて銭くげ身はけ家段
の貴恵ひまのーなかうとうろくの報ばかりつくの
法ようーの法さとふふへーしけとつげうーやんそあれ
わーうとれうう多くそくはたとひだーのちやそこれ
わーをうもわがくとて家さやうはまるふるも程のうさ
にうてなうてのとしてかはとうで人侍のまーうと
ゆだうさや中くありうとの程のゆふきいの法とは
正文九月ハいうーそもはの程のうれ祈くをれはれど

ばいのうしぞいうーさかうの面さうそもじーにかうう
とうなはうとうはをうをうをハなあうーそ恨ともかひ
とのうとーののうとハなとうのうのうもうう
にうはうはうの報の勢をうとうどうて八侍の合にに
ーの法面目とうしなうはうてすーもはうはもて
おいとのうとうんうーうう報文の出典ううーうびん
わのーかくいうでの法やうんの分はうしうけ早など
分はうとう報ともうのもの身弾もはうあうとうう滅
かん動南ううどの法ーかうをうう市くどど
とうーわとーうふいはのとうなどはなどーー和ハカる
ーーの法ハはうとうの色どうくハばの報とは作

さる[illegible]わかされ[illegible]
[illegible]神子二人と[illegible]
[illegible]
[illegible]ども[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
折切て[illegible]紙の[illegible]
物のわやわと[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]三人[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]貴人[illegible]
[illegible]下男[illegible]
[illegible]
[illegible]樊噲[illegible]
[illegible]
[illegible]銭財[illegible]
[illegible]

いとんや帝王人臣ハ天下の寶秀湯などうなり人と
西京雜記にてくちまうて師逸をいはせ中ゝ高れ
侍の山つゝ屋ハ山つゝ高ゝ高ゝ高ゝ
やさい宮ゝ高ゝ ハヤさび紙ゝ山の元のあゝ高ゝ
ゝ高ゝ高ゝ くゝ 侍ゝ くゝ 美人なり 侍人やいうゝほ
かゝ高ゝ高ゝ ゝゝ やかんなんなりゝゝ いゝ くゝ高の首
ゝてゝゝゝ にゝんゝ 紙ゝ に眉ゝ代ゝ高ゝてゝ高ゝつく
ゝ高ゝ高ゝ ゝん侍ゝ ゝゝ とゝゝ 会せゝゝ いゝ 紙ゝ高ゝ
ゝゝ 臭ゝ 遠ゝゝ ゝゝ ゝゝ 侍ゝ高ゝ ゝゝ 師逸
ゝ高ゝ ゝゝ いゝゝゝ ゝゝ 師逸ゝ高ゝ
の侍合ゝ高ゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ

八人ゝ高ゝ ゝゝ ゝゝ 別ゝ高ゝ
高ゝ高ゝ ゝゝ ゝゝ 侍ゝ高ゝ ゝゝ ゝゝ
ゝ高ゝ ゝゝ 眼ゝ高ゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝ高ゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ひゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ
ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ

孫人も海とかゝ 元麿画

月やゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ ゝゝ

始り武者が出家行状もかゝる翫物に打かゝる事ハ何角にね姫
ごしはきちが花なし因縁に寄りてせんかたなく京都よりかれ
きゝだあわんかけ日々夜々にかくて後の物の入川の元
得く革屋にはうねきびしく体をそて鞠子へ手習にゆる
出かせぐしやと候つく娘は所化にけれど八月の世の悪事を
第一まづきれバうやふ事として所々の夜半に入る浦のふき心が付を
之過ぎ八幡りしくかきる其の事ははいづくそ是八幡の内より
わかれるふ娘見しそ所々なしかし八幡の浦の手
一の色町それハつくまじきものとおもふ御の桜梶女のつきよく
せめて見えし様のくさちさんでもしらぬ事をさて祇
がくれ川をとぶて楼よりあさとこより身のなり

かさねてもあかなけれバせんねんくよみ見ることは年もせぬ
見れバ女子のしおりて繋ぎする身を一洞子の下に入る
伊勢の入ねハあのかきたる事の夜なかへ足をかけても住み居る
つらし家はくまくの事もはやりて夫ハさんぢやにゆかれ
楼前の揚屋ニ万わりそれ程の事よりて御くらんおもしろ
かへやうと今に身は見すれ後の世の花鏡といふもやうを
さりとせんねん人の家の所縁に入日のつねにしの命をつくら
おそろき後のはてはられ世にさかしさ運の夜をいね思ひも
よ父母とんぶしかつのかぶつかぎ夜の浦のくれにたのかなげし
まづ池てるとすぐに妙しく待よし揚屋もえ遊し
て寺の刻しがかつての隆盛一條ものゝらしど旅人もさ立

うごうれね仕合ちと男さきやれく掛をとうておバあうくく
を四の吟味つくく彩下にきくずゑぜび人もの成法をて
ちゑこうろく何のそぢ元年あもわるだとうろくこと行郷よ
元年ようろく朱麻畠といつわよかゑは村の人ゑお斤長
かくゆのばやメ仏ゆかを手てもはやよまぢくく仕もち
まちあつくゆうしゆ年紙の金加ちてれぢ流る水
ちとにくこ芸ぢ麻畠の肥ゑぢそかこしなしと流ちまてハ
ちうえの面仏ぢ色人食をするもまぢは情貪ハ塗ハ
のかまとりそかのめてしどりめてもちーどれな
ぢくわおつうなく御人の極のまうえ遠ゑ衣のふうをと流仏
宮のかまちまぢくしあうこさ見長のどくにつくなる

早蕨をかうこうこうこう四つ桶の中に蕨入ハ
きこれぢそそそそそうようきなる地の乃ちう眉夕ゑ人のめぢぶ
ちーかちんーハかれゞ眠やうおそ流しくゆちもわ
きうのなうきうこはふちんちれぢかうふのわ
やきいぢこぢくくあうて見ちきこ度の手うて茶
碗うえてねいふハ性よちゑのけちえくこう第歩
見やけうるこ毒ぢ毒ちてわうーぢ流ちえーこて
ちんこもゆたあかうゑ仏ーいうぢちんと言ちにはや
はあげこ春こうそけちゑけてくうロて蕨茶のうれ
毒けうかうこぢゆこちーしひふこうーるうこ迷
おのれハけうとものぢきこ塗人ちうだうーそうこさ

ぐらう衆中あつまりてうかのあり八幡社ぬきて入
さぐるよ国びなりしあつまりをこうてうはう
あるりあやしさこうらくしらし続なりあんとふ
行をぬぐはちちくあちし牛あるれべまう名妻
しくさたのでくく人く所をつづく病をえうまうれ
地のみありてくうもくしめぐりぬてひ四搭ひ押うて
ふ富ふ仏くかれを物そのうあてこぐし
衆中かうれうしうまうあうくうとうあうかうれ
を各バたうさうあうしう人が持て人命ひうひうと
牧ひとうくうく為もぬうれ八てひ高かのうのよむひうひで
ふぐしあうまれ墓うあ八いうあうれてかのうの強うハ

ぬ石紙町よ小川ひ中ぐ義とり毒丸悔なりしを社ひうの
て沖南れうぐうび京紙人のがう牛ぐ会りもうくぬうあるもて紙
の屋うくぐうちうあうあ紙町一言て牧ぐ月ぐ強ま
ぐれてありとあるうあうぐつくく人会ぐうて町紙
人とうくくうくうくうて紙ひ中ぐ京紙上ぬうて
さんげうの町ぐうけうあうくうし

為宝入の強道を

強宝ぐ保八人ぐ邪とうあ西屋ぐ作ぐ文張せて強一四民
の紙男八文七作の工作ふ強ようぐうつき老ぐ
引ぬて強うぐくうくうくまれ八ぐ迎うれ
ぐ中ううもう元伝くのぐ女八京強沖の八うび平

枕灯台などの紋所にいたるまでなどの形をとりまぜしはいつもたえ
作りて持つもの鈴ならずして千代かけごとくものなく扱ひ兼で
とりわけこれにても心かんじ入るものにはでん元禄拝みて送り給ふ
それぞれかかる室八幡で姓名を書かせ男を伴なつれてどこへか
知らるるは歳つきぬのいろもわかへその裾も割りて八
わたしゆゑいやしきけの忘れねそのことなりけれあら目
きこえれ其名手にかく御人のうしろにて傘
おひしすもといひかへ畫を取りて手すまし紙のうしろ出しぐ
杖のそれゆゑかかりけるに倍し男八つ三文ほどに会ひ近所病
願しいふ高家の御末下がりとされ揚前大屋
といふ上の人術をつくして持しひ者女八さる所をかされ

雛その桃かづらひもさされふもぐ茶屋に入て
紙をとり将軍の衣装をさし條で今く此も家くにそ
果たく女子大いのちをとりける人の百女とも上臈の
さうおさせて日にちをあるのしる之の通路ひさとさうに
ひきしし宿這入のそくじん袖をとりては方へ主人の
ちまよ御所などのとてし入る子どもを縁づけ思ひのかけ
おりくへ其の主さ世中にかの様用し新入の人としていそ
入させられそ分別をそいふ時に書うして宿よ思ふ若
守る殿へしすか夜さうらんまう居をなし事々の男そ
男子三給をとこの合ふし姉よとくなん様よ此近女のき
へまふてかたつぶん大臣のうしたるも若女の八百に表ゆ

御かたりあそばしけるをいつぞんじてこゝ十六七まで
住みなれたる人々ぞんじ申かのたゞをはぬまじき細道に
とかの女丈夫の手絶けれはいとおしく侍て一両持を
とらせての年月のうちに今ほど七百貫がとも
すり絶くまでは年々繁昌にて家のあるじと
なり此所の長者とよばれし金銀を持たるほどの
徒もなかりしが此人の遣ひ道をよく存じけるは
清き心にて我身のよきやうにかせぎ家業の
雲霧自然の利にて安楽に住み暮しける
家の繁昌ぞ又此家の末までも長く続きける事
尤八百屋もこれをまなぶべしかの

女もその人の気に寄尾になりて此家へ嫁がせ
なれば何にても一両ほどかせぐことを始め
男も三絃ひきてくらしを立て女は針の道を
礼入女郎衆の三絃を教え習はせて
そのとし月に富貴となり目と鼻の間に
んかんぐりなる八百屋の事なり

照踏が借り家より思案毛
女子の業に判定をそれぞれの者の胸をもてその心
おうしうくにかはる事ども始めて家業に年
癸卯の春の比よりて商売の住人心に味をしめて手代
にこの倍の利を得て見世を持ちてのちは金銀を貯へる様に申す

源の頼政公以仁王にすゝめ参らせて平家追討の令旨を給はり既に
其て以仁王御謀叛の事あらはれて城をもおち給ひ
あづまのそらをさして奈良の方へ軍兵をめしぐし宇治の
かはらまで落給ひけるに一来法師の故事を案ずるに
是まで大将として戦ひ給ふ上は様々に
かなしさもありけるよ攻られけれは遂に平家の方へおち
源氏の勢もうちまけて遂に宮は八幡の前にて
光明山の鳥居のまへにて射おとされさせ給ひにけり
あらはしし三井寺へ落させ給ふ程に宇治橋の合戦にて
いかに頼政は平等院にて自害し給ひぬれば其の名をとゞめて
らく道理も今の世にいたるまで人の心をうごかし

がはらの関所を入て其の後は心ざしを尽し
けれども家の内の事を人にまかせてかたく我が身の
ならはしは弓矢の道を忘れず朝夕に家業を
専らとして其の人のかたにかはり家を治めて
酒を飲まず酒盛も入れず衆生を守り
心をつくして家業を治めて勤めて居るを
あつかひを親子兄弟をもてなしいつくしみて
かたりて世をわたりける人のこゝろざしぶかき
ところは家の内も人々にてあるべし
ありしがいつとても人々を助けてはかりごとあり
人の心をいふにはいはれぬ事どもありて

[illegible]

の[illegible]つの[illegible]

[illegible]

上人わるわざ[illegible]時元二人[illegible]三人[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃秋のうれに俤(おもかげ)にてうつりかはるとりのこゑ
ふるさとの孫作しくこゑ
なさし
大芳子よしくもそう

好文堂